

「東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金」募集要領

1 事業の趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大により、都内ではいまだ新たな感染者数が高水準で推移しており、そうしたなかで、この大型連休に、人の流れが激しくなり、人と人との接触が増え、より一層の感染拡大が進むことが強く懸念されています。

このため、4月25日から5月6日までの期間を「いのちを守る STAY HOME 週間～STAY HOME, SAVE LIVES～」として、商店街に人が密集している状態の解消に向けて、商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対して、「東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金」（以下「奨励金」という）を支給することにより、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを目的といたします。

2 対象者

都内商店街（加盟店舗数が100以上）（令和2年4月24日時点）

- ※ 隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象（隣接具合等に疑問がある場合には、必ずご相談ください）
- ※ 各区市町村が管理する「商店街名簿」に掲載されている商店街を対象とします。（法人格は問いません。）
- ※ 任意団体については、会則等により組織的な活動を行っている商店街を対象とします。（会則（規約）、役員名簿、24箇月分の決算書等が必要となります。）
- ※ 事業協同組合については、当該組合が存する区市町村全域を対象区域とするものは、原則として対象外とします。

3 対象期間

令和2年4月25日（土曜日）から同年5月6日（水曜日）までの土曜・日曜・祝日8日間（期間中、1日のみの取組も対象）

4 申請要件

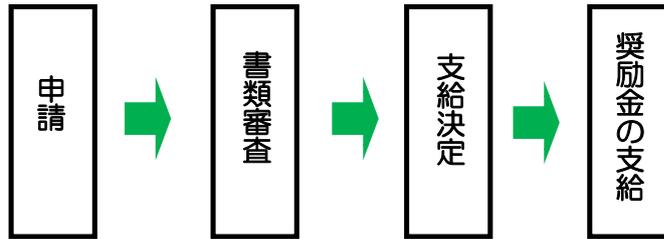
上記3の期間に以下の取組に加え、必要に応じ、商店街の状況を踏まえた取組を行うなどして、一斉休業、輪番休業、時間短縮営業を実施すること

- ・加盟店舗への休業、更なる時間短縮営業の協力依頼
- ・ポスター・ホームページ等による休業告知
- ・巡回などによる自主休業及び時間短縮営業の状況確認

5 支給額

50万円/日（最大400万円）

- ※ 隣接した2つの商店街で合わせて申請の場合は、それぞれ50万円/日



(1) 申請

① 申請方法

【申請方法】 P5「支給申請の際に必要な書類一覧（別紙1）」に記載されている必要書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で受付期間内に郵送ください。

【受付期間】 令和2年5月1日（金）～ 6月15日（月）

【申請書類の提出先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側
東京都産業労働局商工部地域産業振興課

② 申請に係る書類

東京都産業労働局のホームページからダウンロードできます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>

(2) 書類審査

申請書類に基づき、申請内容が適正であるか審査いたします。

(3) 支給決定

提出書類に基づいて申請内容を審査し、適正と認めるときは本奨励金の支給に関する通知を発送いたします。

(4) 奨励金の支給

申請内容が適正と認められる場合には、6月上旬以降順次、本奨励金を支給予定です。

- (1) 本奨励金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本奨励金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、奨励金を返金するとともに、別途「東京都新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金交付事業実施要綱」に定める違約金等をお支払いいただく場合があります。
- (2) 本奨励金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、商店街の休業等の取組に係る実施状況に関する検査、報告を求めることがあります。
- (3) 東京都は、必要に応じて本事業の取組結果を公表する場合があります。

対象となる商店街が 100 店舗以上の理由は何か。

今般問題となっている商店街におけるいわゆる 3 密の状況は、大規模商店街で発生しており、これらの状況に迅速に対応するため、会員店舗数に一定の条件を設定しました。

隣接する 3 つの商店街で合わせて 100 店舗以上となる場合に、支給の対象となるか。

「複数の商店街の連携」については、原則として隣接する 2 つの商店街まで可とします。ただし、商店街間が隣接し、来街者の集中のおそれがある場合に、3 つの商店街まで可とします。3 つの商店街の場合、2 つの商店街の場合であっても隣接具合等に疑問がある場合には、事前に必ず東京都へご相談ください。

いつ支給されるか。

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは奨励金を支給します。本奨励金は 6 月上旬以降順次支給を予定しています。

支給されない場合はあるか。

加盟店舗への休業、更なる時間短縮営業の協力依頼、ポスター・ホームページ等による休業告知、巡回などによる自主休業日の状況確認のいずれかひとつでも実施されていないと認められる場合には、支給されません。

加盟店舗数の考え方は？

商店街区内の店舗のうち、正会員、準会員等になっている店舗数の合計が 100 店舗以上であることです。

加盟店舗への休業の協力依頼の方法は？

手段は問いません。

休業告知の方法は？

自主休業する日をポスターやホームページなどで告知してください。

一斉休業しなくても支給されるのか。

一斉休業でなく、輪番休業、時間短縮営業の際にも支給されます。なるべく多くの会員店舗が休業するよう努めてください。

輪番休業とはどのようなものですか。

地域の実情などに応じて一斉休業が難しい場合に、加盟店舗が交代で営業することを指します。輪番休業を実施する際には、結果として過半数の店舗が休業しているよう努めてください。

例えば、会員店舗のうち1割程度の店舗しか休業に至らなかった場合でも奨励金は支給されるのか。

まずは、奨励金の趣旨を踏まえ、なるべく多くの会員店舗が休業するよう努めてください。

4月25日（土）、26日（日）については、取組の準備期間が短かったため、結果的に上記のような場合であっても、加盟店舗への休業の協力依頼、ポスター・ホームページ等による休業告知、巡回などによる自主休業及び時間短縮営業の状況確認を行ったことが確認できれば支給の対象となります。

4月29日（水）以降については、加盟店舗への休業の協力依頼、ポスター・ホームページ等による休業告知、巡回などによる自主休業及び時間短縮営業の状況確認を行い、過半数以上の会員店舗の休業を目安といたします。

期間中1日のみの取組でも対象か。

対象となります。

申請要件にある「必要に応じた商店街の状況を踏まえた取組」とは何か。

自主休業に関する商店街独自の取組を指します。

（例）休業に関するアナウンス

休業中の問い合わせ電話窓口の設置

「必要に応じた商店街の状況を踏まえた取組」を行わないと、対象にならないのか。

加盟店舗への休業、更なる時間短縮営業の協力依頼、ポスター・ホームページ等による休業告知、巡回などによる自主休業日の状況確認のみであっても支給対象となりますが、商店街の状況に応じてこれ以外の取組も行うよう努めてください。

本奨励金と東京都政策課題対応型商店街事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策型）補助金との同時申請は可能か。

「STAY HOME 週間」後も商店街の3密（密集、密室、密接）状態の回避を実施していただく必要があるため、それぞれの申請要件を満たせば、両方の申請を行うことは可能です。

【申請の際に必要な書類一覧】

◎申請書類

区	分	注意事項等
<input type="checkbox"/>	支給申請兼取組報告書（様式第1-1号、様式1-2号）	※ 記入例参照
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2） ※誓約書の商店街名及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。	※複数の商店街で連携する場合は、商店街ごとに提出してください。

◎添付書類 ※複数の商店街で連携する場合は、商店街ごとに添付書類をまとめてください。

区	分	注意事項等
<input type="checkbox"/>	加盟店舗への休業、時間短縮営業の協力依頼をしたことがわかる資料（会員店舗への依頼文、メールの写しなど）	※作成している場合
<input type="checkbox"/>	休業の告知の状況がわかる書類 （休業告知に関するポスターの写し、ホームページのコピー等）	※休業する商店街の名称や休業の期間がわかるよう工夫してください。
<input type="checkbox"/>	自主休業日の商店街の状況がわかる写真（写し可）	※それぞれの休業日の写真をカラーでご提出ください（日時を記載のこと）。 ※休業店舗すべての写真の提出ではなく、街区の状況がわかる写真を各日数枚ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	支払金口座振替依頼書	※複数の商店街で連携する場合は、商店街ごとに提出してください。

東京都産業労働局商工部地域産業振興課商店街振興担当

電話 03-5320-4787（直）

03-5321-1111（都庁代表） 内線36-731

FAX 03-5388-1461

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/jyosei/>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階 北側